令和2年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 における議題・報告事項についての説明書

1 議題

介護保険施設等の整備計画について(資料1-1、1-2、1-3、1-4)

問い合わせ先

愛知県尾張福祉相談センター地域福祉課介護保険グループ

TEL: 052-961-1423

て行く必要があるためです。

(議題の説明)

資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。今回審議いただく整備計画は、混合型特定施設入居者生活介護1件です。

最初に「介護保険施設整備の手続きについて」ご説明します。資料1-2をご覧ください。

介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要がありますが、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画、具体的に申し上げますと、本件の場合、令和2年度までを計画期間とする第7期愛知県高齢者健康福祉計画になりますが、この計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要整備目標数を決定し、この圏域会議で整備枠の承認を受けるという事前協議制を採用しております。圏域ごとに整備枠を設ける理由は、それぞれの地域で必要な介護施設の整備を促進するには、ニーズを把握し、介護保険における給付と負担のバランスを考慮しながら進め

3の事前協議の流れについてでありますが、まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の 圏域内の市町村で構成するワーキンググループを開催して圏域における調整を行います。その後、この圏域会議でご意見をお聴きしたのち、(5)のとおりその結果を事前相談票提出者に通知いたします。

今回、ご審議いただく案件は、4に記載してある施設種類のうち、(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」についてです。

この「混合型特定施設入居者生活介護」について、少し補足をさせていただきます。すぐ下の※の 2 に記載しましたように、「特定施設入居者生活介護」とは、 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを 介護保険サービスとして提供するものです。

少し簡単に申し上げますと、広告やちらしで「介護付き有料老人ホーム」と「住宅型有料老人ホーム」というものをご覧になった方もおみえではないかと思いますが、このうち、「介護付き有料老人ホーム」というのが、この「特定施設入居者生活介護」に該当いたします。一方、住宅型有料老人ホームというのは、基本的に居宅と同じ扱いでありまして、訪問介護や通所介護などの介護保険サービスを受けるには、居宅のケアマネさんがサービスをコーディネートするということになります。

これに対し、「介護付き有料老人ホーム」、すなわち、特定施設入居者生活介護というのは、有料老人ホームそのものが、特別養護老人ホームや老人保健施設と同じように、介護保険サービスを提供いたします。ですから、特別養護老人ホームや老人保健施設と同様に、整備枠というものでもって、介護保険における給付と負担のバランスを考えながら、整備を進めていくという考え方、つまり、この圏域会議で承認をいただくということになるわけです。

このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが(4)の「介護専用型」、 入居者が要介護者に限られていないものが(5)の「混合型」でございます。

すぐ下の※の3に記載しましたように、(5)の「混合型」につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定します。

次に資料1-3の「尾張東部圏域第7期介護保険施設等整備計画」をご覧ください。この資料には、表が5つございますが、5の混合型特定施設入居者生活介護の表をご覧いただきますと、左から「区分」、その右に、「2年3月末定員数」、「整備目標」、それから「必要数(整備枠)」となっております。この整備枠といいますのは、2年度の整備目標から2年3月末定員数を、差し引いたものでございます。そして、一番右に今回申請分、を記載しております。

今回事前相談のありました「混合型特定施設入居者生活介護」のこの圏域における令和 2年度の整備枠は、2年度の整備目標から、2年3月末定員数を差し引いた93名でご ざいます。令和2年度の整備枠は93名でございます。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、次の資料1-4に施設の種類別、市町別に施設名と定員を記載しております。

再び資料1-1を御覧下さい。

今回事前相談のありました整備計画の内容は、宗教法人日本基督教団からのもので、 現在、日進市内で運営している「有料老人ホーム定員55名」のうち「混合型特定施設 入居者生活介護」の未指定5名分を増設するものです。

整備予定定員は5名、混合型特定施設の場合は、入居者が要介護者に限られていないことから、整備予定定員の7割、つまり3名が整備枠となります。また、開所予定は令和2年10月でございます。

この計画の整備枠3名というのは、先ほど資料1-3でご説明しました混合型特定施設入居者生活介護の第7期整備計画の2年度整備枠である93名の範囲内でございます。

また、本計画につきましては、整備予定地である日進市さんの参考意見を求めるとと もに、令和2年7月14日に開催したワーキンググループに諮ったところ、圏域内の全 市町、5市1町さんの了解が得られていることから、承認が適当と考えております。

2 報告事項

愛知県地域保健医療計画の別表の更新について(資料2-1、2-2)

問い合わせ先

愛知県瀬戸保健所総務企画課 総務・企画グループ

TEL: 0561-82-2196

(報告事項の説明)

愛知県地域保健医療計画別表(医療計画に記載されている医療機関名)の概要について説明します。

愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としました愛知県地域保健医療計画ですが、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患といった5疾病、それから救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療の5事業及び在宅医療を提供する個々の医療機関名につきましては、もともと医療計画の冊子の本文中、或いは体系図の方に医療機関名が記載されておりましたけれども、医療機関の数及び内容といったものが多数に及び、本文中の記載が困難になったため、「別表」という形で別冊にしております。

この別表というものは、全体で30数ページに及びますけれども、各医療機関からの報告、或いは県庁が行う調査等で変更が判明次第、随時更新をしております。そして、更新が行われましたら直近のこの圏域推進会議に御報告することになっておりますが、今回は、令和2年2月10日に更新がされましたので、変更のあった部分を報告いたします。

資料2-1の1ページ目を御覧下さい。2「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名のうち「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院」のところで、井上病院さんが新たに記載されております。

これは愛知県医療機能情報公表システムの令和元年度調査におきまして、新たに対象となったものでございます。

次に5「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名のうち「初期救急医療体制」の「休日夜間診療所」のところで、瀬戸市立休日急病診療所が瀬戸旭休日急病診療所に変更となっております。

当医療機関は瀬戸市民だけでなく尾張旭市民も対象としており、加えて通称である瀬戸旭休日急病診療所という名称が両市民に広く膾炙されていることから、実情に合わせて本計画上の名称を変更させていただきました。

続いて2ページ目を御覧下さい。

12 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名のうち「(1) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院」と「(3) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している診療所」につきまして、令和元年度に実施した愛知県医療機関医療機能アンケート調査結果に基づき加筆、修正をおこないましたので御覧下さい。

これ以外の部分につきましては、この医療圏に関しましては異動がありません。 なお、資料の2-2として、今回の更新を踏まえた別表の最新版を添付させていただいております。